

業務の運営に関する規程

（活動事項）

第1条 当社は、貴社からの依頼に基づき、貴社に対して次のサービスを提供します。ただし、取扱職種は全職種（港湾運送業務および建設業法上の現場作業員等を除く。）とし、取扱地域は国内とします。

- （1）貴社が行う求人について、職業安定法に定める求職者の紹介
- （2）前号の紹介を行うにあたっての相談および助言

（人材の紹介）

第2条 当社は、貴社の求人条件に適合する可能性があり、かつ貴社に応募する意思のある求職者のうち、当社が適切と判断した求職者を貴社に紹介します。

（採用選考）

第3条 貴社は、当社が前条により紹介した求職者（以下「応募者」といいます。）を自ら選考のうえ、適切な人材と認めた場合には、貴社の責任において当該応募者の内定を決定します。

2 貴社は、前項に基づき内定を決定した場合、内定決定日から5営業日以内に、当該内定の事実および内定日を記載した書面または電磁的記録（電子メール、PDFファイルその他これに準ずる形式を含みます。以下「内定通知書」といいます。）を、当社および当該応募者に交付しなければなりません。

（個人情報の取扱い）

第4条 当社は、貴社が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を貴社に開示・提供します。ただし、当社は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、貴社に開示・提供しないものとします。

2 貴社および当社は、応募者の個人情報（氏名、生年月日、職業、性別、その他の記述または個人別に付された番号・記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるものを含み、当該情報のみでは識別できないが他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を特定できるものを含みます。）を厳重に管理し、第三者に開示し、または漏えいしてはなりません。

3 貴社および当社は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければなりません。

4 本条は、本契約の有効期間中のみならず、本契約が解約・解除・終了した後も継続して適用されます。